

公立学校共済組合

任命処分取消等訴訟 ニュース 第8号

2007.10.1 発行：全教 生権・法制局

結審、判決言渡日12月12日！

9月28日の最終口頭弁論で、原告本人の林萬太郎大阪府高副委員長は、職場の労働実態がますます厳しくなっていることや公立学校共済組合の福利厚生活動の重要性について意見陳述しました。また、原告弁護団の牛久保弁護士が、証拠調べを通じて明らかになった事実や、原告適格性についてまとめの意見陳述を説得力をもって行い、裁判は結審となりました。

証拠調べによって何が明らかになったか？

証拠調べを通じて、日教組、全日教連の独占が、結果としてあるだけでなく、選任手続から保障されていることが明らかになりました。具体的には、

公立学校共済組合が行う任命にあたっての情報収集は、日教組、全日教連に限定されている。

それも、日教組、全日教連の組合組織に情報提供を求めている。

日教組、全日教連は、組合役職の変動に伴って、任期前辞任、新任を繰り返す、公立学校共済組合、文科省らも、その役職の変更にそつた手続を進めている。

他方、全教は一切、推薦情報を求められません。全教からの推薦情報は、既に内諾のあとに回覧されるだけであったこと、そのことも全教には明らかにされず、また、6月の新任にむけた選任は、その手続があること自体が明らかにされていない。

日教組、全日教連からの推薦・適格者情報は、そのとおり決定されていること、一度も例外がないこと、そして、総合的判断としながら、組合役職の情報程度の情報で、他の情報もなく、面接などの手続も一切ないこと。

このように、運営審議会委員、理事の任命は、日教組、全日教連のポストのひとつとなっており、その日教組、全日教連の組織決定どおり、100%選任されてきていること、そのことが、情報収集手続の段階から保障されていることが明らかになりました。

原告適格はある！却下ではすまされない！

運営審議会委員は、組合員のうちから命ずること、半数は組合員を代表する者であることを要件としています。原告らは、組合員として被選任資格がありますが、日教組、全日教連からの適格者情報・推薦ではないということで、審査の対象とされず、組合員として有する権利を認められませんでした。

理事については、法律の規定はありませんが、運営審議会委員と同様の基準が採用されていることが明らかにされています。国会では、組合員を代表するものを加え民主的な運営をはかることが「特に配慮すべき」事項として、地方公務員等共済組合法制定時に附帯決議されています。

全教は、公立学校共済組合の組合員 8 万人を組織する職員団体として、8 万人の構成員の意向を代表して、運営審議会委員、理事を推薦しています。その全教の推薦が一切審査されないということは、公立学校共済組合 8 万人の意向を無視するということです。

この裁判は、構成員として、公立学校共済組合の運営に理事、運営審議会委員に選任され、また、意向を民主的に反映させていこうという、組織の構成員として当然有する権利が侵害されたものとして、当事者適格、訴えの利益を有するもので、訴え却下という門前払い判決は許されません。

勝利判決へ期待！！

労働委員会の任命訴訟において明らかにされた法理では、「推薦された者の一部をまったく審査の対象としなかった場合や、形式的には審査の対象としながらも実質的には特定の被推薦者についてまったく審査をせず、あるいは、特定の系統に属する労働組合推薦の候補者を役員から排除することを意図して、特定の系統に属する労働組合推薦の候補者であるという理由だけで役員に任命しなかった場合」には、違法とされます。この法理がこの裁判にも十分に適用、準用されるべきです。

いよいよ、判決です。勝利に向けたとどめのとりくみとして、各県・高校組織の本部・支部レベルの団体署名の提起を予定しています。ご協力をお願いします。

判決言渡期日 12月12日(水) 13時15分